

鳥取県産業未来共創資金（大型投資）の事務手続きについて

※実際の事業執行に当たっては、県の予算措置等もありますので事前にご連絡ください。

1 産業未来共創資金（大型投資）融資対象認定申請書（様式第1号）の提出

- 事業開始までに申請してください。



2 産業未来共創資金（大型投資）融資対象認定通知書（様式第2号）の到着



3 融資金金融機関所定の借入申込書に

産業未来共創資金（大型投資）融資対象認定通知書の写しを添付し、金融機関へ申し込む

- 融資金金融機関との間で繰り上げ償還等に関し、繰上償還等に関する特約書（様式第3号）に定める特約を締結すること



4 産業未来共創資金（大型投資）融資対象に係る事業完了報告書（様式第4号）の提出

- 融資対象経費の支払いを完了したときは速やかに報告してください。



5 産業未来共創資金（大型投資）融資対象事業に係る操業開始報告書（様式第5号）の提出

- 操業を開始したときは報告してください。



6 産業未来共創資金（大型投資）融資対象に係る雇用状況等報告書（様式第6号）の提出

- 産業成長応援補助金（次世代ソフトウェア産業等創出支援補助金）の交付決定の日から30日以内に報告してください。